

大船渡市告示第 68 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 29 日

大船渡市長 戸 田 公 明

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

大船渡市農林水産部農林課

大船渡市のホームページ

(<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/nourin/23441.html>)

3 権利の設定

本告示により、大船渡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。